

控除証明書の見方

【控除証明書のお届け時期】

控除証明書は、下記の日程で契約更新時にお届けする加入者カードの中に同封されております。

- ・「コープの介護保険」：前年 12 月送付
- ・「団体医療 三大疾病保険・介護一時金」：前年 10 月送付（※本年 11 月にハガキタイプ（次ページ掲載）も発送されます）。
- ・「団体所得ほしよ保険」「団体所得ほしよ保険 長期プラン」：本年 1 月送付

※控除証明書を再発行ご希望の場合は、[【控除証明書再発行の申請】](#)よりご申請ください。

【加入者カード同封の控除証明書】

生命保険料控除証明書（介護医療保険料控除） 敬称は省略しております。

保険受給者 (団体名)	●●ホールディングス		
証券番号	91230NF839	加入者番号	500DT00
加入者 (保険料負担者)	証券 太郎		
保険の種類 (請求書なし)	団体総合医療		
保険期間	令和5年 2月 1日から 令和6年 2月 1日まで 1年間		
被保険者	証券 花子		
払込方法 控除対象保険料 (1回分)	2回払 円	6回払 円	11回払 円
	12回払 円	一時払 円	

控除対象保険料(1回分)は上記のとおりであることを証明いたします。
 証明年月日 令和5年 1月 30日
 東京都新宿区西新宿1丁目26番1号 損害保険ジャパン株式会社

「1 2 回払」欄に「1 か月分の保険料」が掲載されております。
 年間の保険料を計算するためには、記載の保険料に12を掛けて年間の保険料を算出してください。

課税所得控除のご案内<介護医療保険料控除>
 この証明書は、所得税・地方税(住民税)の生命保険料控除を受けるために必要です。「給与所得者の保険料控除申告書」または「所得税の確定申告書」に添付してご利用ください。

- 1 控除の対象となる保険の種類
 この加入者もしくはそのご家族を被保険者とする表記保険の種類欄記載の保険
 表【2】自分保険料に当年のお支払回数乗じた額となります。ただし、実際の控除額は介護医療保険料控除の対象となる保険料の合計により次のとおりとなります。
- 2 本年の控除対象保険料

介護医療保険料控除		地方税(住民税)	
控除対象保険料	控除対象保険料金額	控除対象保険料	控除対象保険料金額
20,000円以下	(控除対象保険料金額)×1/2+10,000円	12,000円以下	(控除対象保険料金額)×1/2+6,000円
20,000円超	(控除対象保険料金額)×1/2+10,000円	12,000円超	(控除対象保険料金額)×1/2+6,000円
40,000円以下	(控除対象保険料金額)×1/4+20,000円	22,000円以下	(控除対象保険料金額)×1/4+14,000円
40,000円超	(控除対象保険料金額)×1/4+20,000円	22,000円超	(控除対象保険料金額)×1/4+14,000円
60,000円以下	49,000円	32,000円以下	26,000円
60,000円超	49,000円	32,000円超	26,000円

- (ご注意)
- 1 この証明書は、課税所得控除申告の場合以外にはご使用できません。
 - 2 記載の契約内容は作成日時点のもので、補償内容を変更すると控除額が変更になる場合があります。控除額に+表示がある場合は取扱営業店にお問い合わせください。
 - 3 この証明書の再発行はいたしかねますので、大切に保管してください。
 - 4 払込方法が11回払の場合、控除対象保険料は以下のとおりです。
 控除対象保険料=表【2】自分控除対象保険料×(当年のお支払回数+1)
 - 5 保険期間が2年以上で払込方法が一括払の場合、この証明書の保険料を保険期間の年数で割ったものを基礎として控除の対象となる保険料をご計算ください。
 - 6 保険料払込前に当該控除証明書を発行している契約(保険料支払違約金契約など)の場合には、保険料は所定の期日までに支払を受けたものとして表示しています。
 - 7 控除対象保険料は控除の対象外となる補償部分の保険料を差し引いた金額を表示していますので、実際にお支払いいただいた保険料と異なる場合があります。

(ご参考)生命保険料控除税制改正について 平成24年1月1日以降に生命保険会社、損害保険会社等と締結した保険契約より、介護医療保険料控除種が創設され、「一般生命保険料控除」・「介護医療保険料控除」・「個人年金保険料控除」の3つの控除種による制度に変更されましたので、ご注意ください。

「団体医療 三大疾病保険・介護一時金」のみ：11月発送（ハガキタイプ）

コース変更もしくは年齢により、**10/1 更改時に「保険料の変更が発生した場合」**は、11月初旬お届けの下記ハガキタイプの控除証明書をご使用ください。

※なお、保険料の変更が発生していない場合は、前ページ掲載の「加入者カード同封の控除証明書」で申請可能です。

【下記の記載例の保険料内訳】※下記の記載例は、保険料の変更は発生しておりません。あくまでも、記載内容のイメージ図としてご参照ください。

・1月～10月：5,500円

・11月～12月：1,100円 ⇒ 申請する保険料:6,600円

課税所得控除申告用ご通知
(地震保険料控除証明書・生命保険料控除証明書) 証明日 令和 4年10月26日

控除対象となる保険料は下記のとおりであることを証明いたします。

団体名	ハ°ルシステムキョウサイセイカツキョウト		職員番号		
所属コード			ご氏名		

区分	証券番号	保険種類	保険始期	保険期間	保険の対象又は被保険者名	保険料(円) (控除対象額)	地震一時金 控除額
D	912212J866	団体総合医療	4.10.1	01		1,100	
D	912112J866	団体総合医療	3.10.1	01		5,500	

生保(旧一般)(区分C)合計額(円)	0
生保(介護)(区分D)合計額(円)	6,600
地震保険(区分B)合計額(円)	0
地震(長期)(区分A)合計額(円)	0

記載されている契約内容は 9 月末現在で作成しています。「保険料(控除対象額)」は本年12月末までの保険料をお支払いいただいたものとみなして表示しています。ただし、当社手続き完了が本年10月以降の契約については記載されておりません。
令和 04 年分 控除証明書

(ご連絡)
平成18年12月末をもって、損害保険料控除は廃止されました。平成18年12月31日までに締結された保険期間10年以上の積立型保険契約、または地震保険料控除対象契約の保険料を除き、平成19年1月以降は控除対象外となっています。詳細につきましては当社ホームページ(<https://www.sompo-japan.co.jp>)をご覧ください。

東京都新宿区西新宿1丁目26番1
損害保険ジャパン株式会社

2か月分（11月～12月）
の保険料

10か月分（1月～10月）
の保険料

申請する保険料